

議案第 66 号

令和 7 年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算

令和 7 年度川崎市の卸売市場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 8 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

卸売市場事業特別会計

第 1 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 卸 売 市 場 事 業 費	1 運 営 費	北 部 市 場 運 営 管 理 事 業	千円 8,360